



宮城 寛諄 議員

# 介護保険制度の改悪を許すな

答 国で現在審議中のため、経過見守る

**問** 介護保険が平成27年実施の改定で改悪された。

- ① 要支援1・2の訪問・通所介護が自治体事業へ移行
- ② 年金収入280万円以上の者の2割負担の導入
- ③ 特養ホーム入所を要介護3以上に限定

本町での影響はどれほどか。

**副町長** 法改正後も必要な方は、利用している方が多い。

- ① 町の通所型サービスマスターに移った方は本人の希望するサービスマスターを利用している。
- ② 2割負担になったためサービスマスターを利用しない等の苦情・相談はない。

③ 特養利用は、経過措置により、要介護1・2の場合でも継続入所が可能である。

本町においては大きな影響はないと考えている。

**問** 社会保険審議会で、介護保健の改悪が次のように進められようとしている。

- ① 要介護1・2の訪問介護や通所介護、福祉用具の貸与を保険適用から外す
  - ② 利用料の引き上げ
  - ③ 負担上限の引き上げ
  - ④ 納付年齢の引き下げ（40歳から20歳へ）
- このような改悪に対し抗議する

べきではないか。

**副町長** 厚生労働省で現在審議中である。経過を見守っていききたい。

**問** 影響を受ける要支援1・2、要介護1・2の認定者はどれほどか。

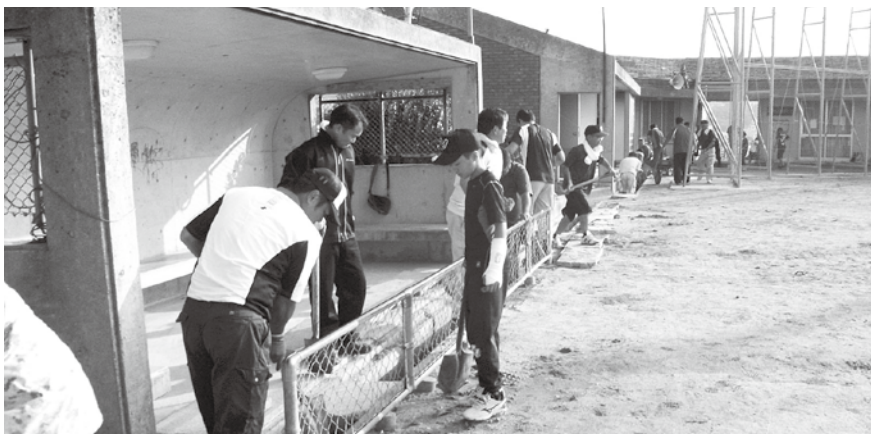
**副町長** 影響を受ける認定者は、認定者全体の約5割となる。

山川体育センターの再整備を

**問** 山川体育センターは昭和62年に設置され、多くの町内外の方に利用されている。近年、

施設の痛みが激しくなっている。表土が流れたり、ネットが破れたりしている。管理棟の煉瓦が割れて飛散している。本格的な整備が必要ではないか。

**教育長** 改修工事や施設の改築等の計画はない。引き続き修繕費や原材料費で対応する。



山川区民による山川体育センター清掃の様子